

専決処分の承認について（令和 7 年度藤沢市一般会計補正予算（第 7 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2026 年（令和 8 年）2 月 12 日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度藤沢市一般会計補正予算（第 7 号）を次のとおり専決処分する。

2026 年（令和 8 年）1 月 19 日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和 7 年度藤沢市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度藤沢市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215, 463 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 188, 299, 333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		13,521,071	215,463	13,736,534
	3 委託金	1,305,383	215,463	1,520,846
歳 入	合 計	188,083,870	215,463	188,299,333

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		22, 516, 518	215, 463	22, 731, 981
	4 選挙費	341, 996	215, 463	557, 459
歳 出	合 計	188, 083, 870	215, 463	188, 299, 333

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額
16 県支出金	13,521,071	215,463
歳入合計	188,083,870	215,463

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補
				特
				国庫支出金
2 総務費	22,516,518	215,463	22,731,981	
歳出合計	188,083,870	215,463	188,299,333	

## 事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
13,736,534
188,299,333

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源		そ の 他			
県支出金	地 方 債	分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	一般財源
215,463					
215,463					

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	13,521,071	215,463	13,736,534
3 委託金	1,305,383	215,463	1,520,846
1 総務費委託金	1,299,587	215,463	1,515,050
歳 入 合 計	188,083,870	215,463	188,299,333

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額		
4 選挙費委託金	215,463	04 衆議院議員選挙委託金 05 衆議院議員選挙啓発委託金 06 最高裁判所裁判官国民審査委託金	214,852 363 248

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	22,516,518	215,463	22,731,981	215,463		
4 選挙費	341,996	215,463	557,459	215,463		
4 衆議院議員選挙費	0	215,463	215,463	215,463		
歳 出 合 計	188,083,870	215,463	188,299,333	215,463		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
1 報酬	33,079	01 選挙事務費	215,463
3 職員手当等	68,752	01 従事者報酬手当等	103,224
4 共済費	403	02 選挙公営関係費	65,469
7 報償費	530	03 選挙事務費	46,770
8 旅費	1,020		
10 需用費	18,142		
11 役務費	24,773		
12 委託料	61,371		
13 使用料及び 賃借料	7,312		
18 負担金補助 及び交付金	81		

給 与 費 補 正 明 細 書

1. 特別職

区分	職員数	給 与 費						共済費	合 計
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	その他の手当	計		
補正後	長 等 人 5	千円 51,672	千円 21,477	千円 7,235	千円 5,475	千円 85,859	千円 10,442	千円 96,301	
	議 員 36	246,126		104,089		350,215	66,239	416,454	
	その他の 8,538	635,619				635,619		635,619	
	計 8,579	881,745	51,672	125,566	7,235	5,475	1,071,693	76,681	1,148,374
補正前	長 等 5		51,672	21,477	7,235	5,475	85,859	10,442	96,301
	議 員 36	246,126		104,089		350,215	66,239	416,454	
	その他の 8,240	629,374				629,374		629,374	
	計 8,281	875,500	51,672	125,566	7,235	5,475	1,065,448	76,681	1,142,129
比 較	長 等 0		0	0	0	0	0	0	0
	議 員 0	0		0			0	0	0
	その他の 298	6,245					6,245		6,245
	計 298	6,245	0	0	0	0	6,245	0	6,245

## 参考

### 地方自治法 括粂

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めるなければならない。